

子ども・子育て支援法及び児童手当法
の一部を改正する法律案

説明資料

令和3年1月

内閣府子ども・子育て本部

目 次

総論	1
<本法案の名称について>	1
<子ども・子育て支援法及び児童手当法を束ねる理由について>	3
<本法案を予算関連法案とする理由について>	4
子ども・子育て支援法の一部改正	5
<市町村子ども・子育て支援事業計画に定める事項の追加について（子ども・子育て支援法第61条第3項関係）>	6
<施設型給付費等支給費用に充てる事業主拠出金の上限割合の引上げについて（子ども・子育て支援法第66条の3関係）>	9
<労働者の子育ての支援に積極的に取り組む事業主に対する助成制度の創設について（子ども・子育て支援法附則第14条の2関係（新設））>	11
児童手当法の一部改正	15
<特例給付の見直しについて（児手法附則第2条関係）>	16
附則関係	20
<施行期日について（附則第1条関係）>	21
<検討規定について（附則第2条関係）>	24
<児童手当法の一部改正に伴う経過措置について（附則第3条関係）>	26
<地方自治法及び地方独立行政法人法の一部改正について（附則第4条関係）> ...	27

総論

<本法案の名称について>

- 子ども・子育て支援については、保育所等の運営費（子どものための教育・保育給付としての施設型給付費等）や児童手当（子どものための現金給付）の給付を含め、子ども・子育て支援法において総合的に規定されている。

（参照条文）

●子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第七条 この法律において「子ども・子育て支援」とは、全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援をいう。

2～10 （略）

（子ども・子育て支援給付の種類）

第八条 子ども・子育て支援給付は、子どものための現金給付、子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付とする。

第九条 子どものための現金給付は、児童手当（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）に規定する児童手当をいう。以下同じ。）の支給とする。

●児童手当法（昭和46年法律第73号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七条第一項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。

- また、子ども・子育て支援に係る費用に関しても、子ども・子育て支援給付の一部に充てられている一般事業主から徴収する拠出金を含め、その負担者や負担割合（児童手当の支給に関しては、拠出金分のみ）について子ども・子育て支援法に規定されている。
- 今般、保育の需要の増大に伴い、令和3年度以降の保育の受け皿確保に係る「新子育て安心プラン」（令和2年12月21日厚生労働省公表）に盛り込まれた施策の実現を図るために、追加で必要となる保育所等の運営費を確保する必要があり、児童手当が支給されない者に対する特例給付の支給要件に関する見直しにより捻出された財源を活用するとともに、拠出金について保育所等の運営費に充当することができる割合の引上げにより、より多くの財源を保育所等の運営費に充当できるように改正することとしている。

- 以上を踏まえ、今般の改正については保育所等の運営費の負担割合等について規定している子ども・子育て支援法を軸とし、題名を「子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案」とする。

＜子ども・子育て支援法及び児童手当法を束ねる理由について＞

- 法案の本則において改正を予定している法律は、子ども・子育て支援法及び児童手当法である。
- 当該改正法案については、以下の1～3のとおり、法案の一本化の基準を満たしたことから、これらの法律を束ねて改正することとする。

1. 法案に盛られた政策が統一的なものであり、その結果として法案の趣旨目的が一つであると認められる

今般の改正は、総合的な少子化対策を推進する一環として、子ども・子育て支援の効果的な実施を図ることを目的に、特に、保育の需要の増大に対応するために令和3年度以降に行う保育の受け皿確保に伴い必要となる保育所等の運営費に充てるため、児童手当が支給されない者に対する特例給付の支給要件に関して見直すことで捻出された財源を活用するとともに、一般事業主から徴収する拠出金の保育所等の運営費に充当できる割合を引き上げることでより多くの財源を保育所等の運営費に充てることができるようにすることを主眼とするものであり、いずれの改正項目も趣旨目的は同一である。

2. 内容的に法案の条項が相互に関連していて一つの体系を形作っていると認められる

子ども・子育て支援法の改正は、同法に規定されている一般事業主から徴収する拠出金を保育所等の運営費に充当することができる上限割合を引き上げるものである。また、児童手当法の改正は、特例給付の支給対象者を見直すものであり、これによって特例給付を含む児童手当の支給に要する費用が減少するとともに、捻出された財源を令和3年度以降に行う保育の受け皿確保に伴い必要となる保育所等の運営費に活用することとしている。

拠出金を充てることのできる費用には、保育所等の運営費及び児童手当の支給に要する費用等が含まれる（子ども・子育て支援法第69条）ほか、拠出金の率の計算には、児童手当の支給や保育所等の運営費など、当該拠出金の充当対象事業に要する費用の予想総額等を勘案することとされている（同法第70条）。このため、今回の特例給付の支給要件の見直しによる特例給付を含む児童手当の支給に要する費用の減少や保育所等の運営費のための財源確保は、保育所等の運営費に充当することができる上限割合に直接的に影響することとなる。

したがって、特例給付の支給要件等の見直しと拠出金の使途の割合の引上げは、一体として行う必要があり、今般の改正条項は相互に牽連性を有するものである。

3. 一つの委員会の所管に属する範囲内のものである

当該法案の本則において改正を予定している子ども・子育て支援法及び児童手当法については、いずれも内閣委員会の所管に属するものである。

<本法案を予算関連法案とする理由について>

- 本法案においては、子ども・子育て支援法の一部改正により、労働者の子育ての支援に積極的に取り組む事業主に対する時限的な助成制度を創設することとしている。
- 当該助成制度については、事業者からの強い要請を受け、速やかに措置する必要があるため、令和3年度下半期に開始する必要がある。
- また、当該助成制度については、育児休業の取得を推進し、保育サービスに対する需要の低減に貢献している事業主に対する支援として助成を行うものであるが、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により企業の業績悪化が見込まれる中において、事業主に対する速やかな支援を行う観点から、令和3年10月1日施行とすることを予定している。
- したがって、令和3年度予算により当該助成制度を適切に執行する必要があることから、本法案は予算関連法案とする。

子ども・子育て支援法の一部改正

＜市町村子ども・子育て支援事業計画に定める事項の追加について（子ども・子育て支援法第61条第3項関係）＞

1. 改正の趣旨

- 今般の改正では、特に、保育の需要の増大に対応するために令和3年度以降に行う保育の受け皿確保に伴い必要となる保育所等の運営費に充てるため、特例給付の支給要件の見直しにより生じた財源の活用や一般事業主から徴収する拠出金の保育所等の運営費に充当できる割合の引上げを行い、保育の提供体制を確保できるようにしている。
- このような保育の提供体制の側からの対応にあわせて、保育の需要側への対応として、子育て家庭や妊産婦が必要な子ども・子育て支援を円滑に利用できるように、例えば、入所申し込み時期以前から説明を行い、保護者の状況や意向を把握し、利用可能な保育所等の情報提供、ニーズに応じた適切な保育の提供、入所に至らなかった場合においても継続した支援を行うなど、より効果的に子育て支援が利用されるような環境を整えることが重要である。
- この点、少子化社会対策大綱に示されているように、子育て家庭や妊産婦に身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行う利用者支援事業を促進し、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりや機能強化を推進していくことは、上記の観点から待機児童対策にも資するものであり、利用者支援事業を含めた地域の子ども・子育て支援を実施する関係機関相互の連携の推進を図っていくことが必要である。

【参考】少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）

利用者支援事業については、子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるよう、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行う利用者支援事業を促進し、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりや機能強化の推進を図る。特に、待機児童の解消を図るため、保育コンシェルジュを活用し、保育所等の利用について、入所申し込み時期以前から説明を行い、保護者の状況や意向を把握し、利用可能な保育所等の情報提供、ニーズに応じた適切な保育の提供、入所に至らなかつた場合においても継続した支援を行う「寄り添う支援」を実施する。

- また、令和3年度予算案においては、
 - ・ 地域子ども・子育て支援事業の中でも、地域の子育て支援の中核として関係機関との連絡調整を担う、同法第59条第1号に規定する利用者支援事業の国庫補助率を1／3から2／3に引上げる
 - ・ 利用者支援事業において地域の支援員が各事業所等を巡回し、連携・協働の体制づくりや情報連携システムの構築を行う経費を支援するための費用の計上を行っており、各子育て支援事業の実施者の連携・協力の推進を図っていくこととしているところ。

- これらを踏まえ、市町村における子ども・子育て支援施策の実施に関する機関の連携を制度的にも促進するため、法第61条第2項に基づいて市町村が定める市町村子ども・子育て支援事業計画において、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関の連携の推進に関する事項を盛り込むこととする。

2. 改正の概要

- 給付のような全国一律の基準を適用することになります、地域の実情に応じて実施することが効果的な事業を、地域子ども・子育て支援事業として、各市町村が市町村子ども・子育て支援事業計画に従って行うこととされている（法第59条）。
- この子育て支援事業計画は、内閣総理大臣が示した基本指針に即して、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画であり（法第61条第1項）、この計画には、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや提供体制の確保について定めることが必要である（同条第2項）。
- これに加えて、市町村が当該計画に定めるよう努めるべき事項として、次のように、施策の円滑な実施に関する事項や施策間の連携に関して市町村が留意すべき事項がある（同条第3項）。
 - 一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
 - 二 保護をする子どもの養育環境の整備、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
 - 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- これらの事項を計画の記載事項とすることによって、計画に定める過程を通じて市町村がこれらの取り組みについて意識付け、また関係機関との調整を行う機会を設ける趣旨である。また、地域子ども・子育て支援事業はこの計画に従って行うこととなつたため（法第59条）、実施段階における行動指針としての性格をもつこととなる。
- 今回の改正において、子ども・子育て支援法第61条第3項に規定する、市町村子ども・子育て支援事業計画において市町村が定めるよう努めるべき事項として、教育・保育又は地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項を追加する。

- ※ 「その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関」としては、市町村の委託を受けて地域子ども・子育て支援事業を行う事業者、保育所・幼稚園・認定子ども園等を想定している。
- なお、市町村子ども・子育て支援事業計画は内閣総理大臣が定める基本指針に即して定めるものであり、基本指針の記載事項（法第 60 条第 2 項各号）におおむね対応しているところ、今回追加する事項は、同項第 5 号の地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保に関する事項に対応するものであり、基本指針の記載事項に新たな事項を追加する必要はない。

＜施設型給付費等支給費用に充てる事業主拠出金の上限割合の引上げについて（子ども・子育て支援法第 66 条の 3 関係）＞

1. 改正の趣旨

- 子どもを安心して生み育てることのできる社会の実現は日本全体で取り組まなければならぬ課題の一つであるとともに、保育の受け皿の確保は、現在の労働力を確保することを可能とするため事業主にとって受益があることから、満 3 歳未満保育認定子ども（子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どものうち、満 3 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者を含む。以下同じ。）に係る同法第 66 条の 3 に規定する施設型給付費等支給費用（以下「満 3 歳未満保育認定子どもに係る施設型給付費等支給費用」という。）の 6 分の 1 を超えない範囲内で政令で定める割合に相当する額を一般事業主から徴収する拠出金をもって充てることとされている。
- これは、平成 29 年の大臣折衝において、「「子育て安心プラン」に基づき増加する保育の運営費（0 歳～2 歳児相当分）に拠出金を充てるため、0 歳～2 歳児に係る保育給付費総額に対する拠出金の充当割合の上限を法定する」とされたことに伴い、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 12 号）により規定されたものである（子ども・子育て支援法第 66 条の 3）。
- 具体的な充当割合については、満 3 歳未満保育認定子どもに係る施設型給付費等支給費用の総額が約 1.2 兆円となっていたことから、「子育て安心プラン」に基づき新たに充当される拠出金の額 2,000 億円を基に定めたものである。
$$2,000 \text{ 億円} / 1.2 \text{ 兆円} = 1 / 6 (\approx 16.7\%)$$
- 今般、保育需要の増大に対応するため、「新子育て安心プラン」の実現に向け、一般事業主より、満 3 歳未満保育認定子どもに係る施設型給付費等支給費用として 1,000 億円追加で拠出することを合意していることから、満 3 歳未満保育認定子どもに係る施設型給付費等支給費用に充当される拠出金の割合が現行の上限である 6 分の 1 を超えることが見込まれる。
- このため、満 3 歳未満保育認定子どもに係る施設型給付費等支給費用に充てる拠出金の割合の上限を引き上げることとする。

2. 改正の概要

- 拠出金を充当することができる満 3 歳未満保育認定子どもに係る施設型給付費等支給費用に対する割合の上限を、6 分の 1 から 5 分の 1 に引き上げる。
※ 令和 7 年度に見込まれる満 3 歳未満保育認定子どもに係る施設型給付費等支給費用に占める拠出金の割合

$$(2,000 \text{ 億円} + 1,000 \text{ 億円}) / 1.56 \text{ 兆円} = 1 / 5 (\approx 19.2\%)$$

* 一般事業主からの1,000億円の追加拠出に加え、政府より追加で公費を充てるため、令和7年度における満3歳未満保育認定子どもに係る施設型給付費等支給費用は、約1.56兆円となる。

＜労働者の子育ての支援に積極的に取り組む事業主に対する助成制度の創設について（子ども・子育て支援法附則第14条の2関係（新設））＞

1. 改正の趣旨

- 保育の需要の増大等に対応するため、今回の改正により、拠出金を充当することができる満3歳未満保育認定子どもに係る施設型給付費等支給費用に対する割合の上限を、6分の1から5分の1に引き上げ、事業主の負担を増やすこととしている。
- 一方で、従業員に対して育児休業の取得を促進している企業もある。育児休業の取得促進は、保育サービスに対する需要の低減につながるため、全体として必要な保育に要する費用を縮減するとともに子育て環境の整備に貢献することから、育児休業を従業員に多く取得させている事業主を対象として、助成金で支援することは育児休業を取得しやすい社会環境を醸成し、子ども及びその保護者である従業員が置かれている環境に応じた、従業員の選択に基づく、良質かつ適切な保育その他の子ども・子育て支援の総合的かつ効率的な提供が図られ、子育て支援として意義があると考えられる。
- また、今般、満3歳未満保育認定子どもに係る施設型給付費等支給費用の増大に伴い、政令で定める拠出金率を引き上げ、事業主の拠出金の負担を増大させることとしている。この点、助成を行うことは、積極的な取組を行う事業主に対し、拠出金の負担の増加に対する緩和措置としても機能することが期待される。
※ 令和2年度の拠出金率 1,000分の3.6
(子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第27条)

- このため、従業員の育児休業取得を積極的に進めている事業主を助成する制度を創設する。具体的には、今後、事業主の団体と協議を行った上で決めていくが、行政の認定を受けたものとしては、従業員の育児休業取得の推進など、次世代育成支援に積極的な事業主を認定する、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条又は第15条の2に規定する厚生労働大臣認定（くるみん認定、プラチナくるみん認定）を取得した事業主などのうち、特に従業員の育児休業取得による負担が大きい中小企業を対象とすることが考えられる。
※ くるみん認定については、有効期限が設けられているようなものではなく、過去に認定を取得した事業主についても「くるみん認定を取得した」事業主になるため、助成制度の実施年度の前年度に認定を取得した事業主に限ることを検討。

- なお、これは、企業間で従業員の育児休業取得を積極的に進めている事業主を相互に支援する仕組みとして、一般事業主からの拠出金を財源とする。
※ くるみん認定事業主数（令和2年3月末時点）
301人以上規模：2,001 300人以下規模：1,311
うち、特例認定（プラチナくるみん認定）：367

※（参照条文）

○次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）（抄）

（基準に適合する一般事業主の認定）

第十三条 厚生労働大臣は、第十二条第一項又は第四項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定めた目標を達成したことその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第十五条の二 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該認定一般事業主について、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画（その計画期間の末日が、当該認定一般事業主が第十三条の認定を受けた日以後であるものに限る。）を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定めた目標を達成したこと、当該認定一般事業主の次世代育成支援対策の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

○子ども・子育て支援法（抄）

（事業主の責務）

第四条 事業主は、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより当該労働者の子育ての支援に努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

2. 改正の概要

- 従業員の育児休業取得を積極的に進めているなど、労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより当該労働者の子育ての支援に積極的に取り組んでいると認められる事業主に対する時限的な（令和 9 年 3 月 31 日までとする）助成制度を設けることとし、当分の間の措置として、仕事・子育て両立支援事業にこれを位置づける。なお、仕事・子育て両立支援事業について規定した同法第 59 条の 2 に倣い、「～に対し、助成及び援助を行う事業を行うことができる」と規定する。

（当該助成制度を仕事・子育て両立支援事業として位置づけることについて）

- 現行、子ども・子育て支援法に規定されている国が一般事業主からの拠出金を用いて行う子育て支援事業としては、仕事・子育て両立支援事業がある。これは、労働者の「仕事と子育てとの両立に資する」（子ども・子育て支援法第 59 条の 2 第 1 項）活動を支援することを目的として行う事業である。同法第 59 条の 2 第 1 項では、もっぱら「子ども

- ・「子育て支援の提供体制の充実」の観点から仕事と子育ての両立を図るため、保育を行う業務に係る施設の設置者に対する助成及び援助について規定している。
- 一方で、雇用する労働者に対し育児休業の取得を促進することなどに積極的に取り組んでいる事業主を支援することは、職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備の観点から仕事と家庭との両立を支援するため、「仕事・子育て両立支援事業」と目的を一にする。このため今回創設する事業主に対する助成は、仕事・子育て両立支援事業として位置づけることとする。

(当該助成制度を時限措置として規定することについて)

- 今般の助成制度は、保育の需要を低減する取組に対するインセンティブを付与するものであり、一定の期間を区切って取組を促進することを意図している。また、保育需要の増大に対応するために拠出金率を引き上げることに伴う事業主の負担を軽減するものでもあり、拠出金率引上げの移行期における緩和措置としての意味もある。このため、時限的な措置とすることが適当である。
- 期間の目安としては、保育の体制が整うまでの間は保育の需要の低減への取組が特に求められることから、待機児童の解消に向けて取り組む「新子育て安心プラン」（令和2年12月21日厚生労働省公表）の取組期間の間に労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようするために必要な雇用環境の整備に取り組んだ事業主に助成金を支給できるよう、「新子育て安心プラン」の取組期間+2年間（令和9年3月31日までの間）とする。
※ 「新子育て安心プラン」は、令和6年度末までの保育の受け皿確保に係るプランであるところ、保育所等の運営費については令和7年度がピークとなることから、経済界からの追加拠出も令和7年度まで行われるところである。
このため、経済界の負担が生じている令和7年度までの間に労働者の仕事と子育ての両立に必要な雇用環境の整備に取り組んだ事業主に対して助成ができるよう、くるみん認定・プラチナくるみん認定に係る申請期間や助成金の申請期間も考慮し、令和9年3月31日までとする。

(参考)

- 少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）（抄）
男性の育児休業取得など次世代育成支援に積極的な事業主に対するインセンティブについて検討する。

(当該助成制度の附則の規定位置について)

- 子ども・子育て支援法の原始附則については、①施行期日、検討規定、②国、地方公共団体の努力義務規定、③本則規定に係る経過措置、④施行日前の準備、⑤委任規定、⑥法施行後に創設された個別事業の順で規定されている。

- この点、⑥法施行後に創設された個別事業に関して、
 - ・当分の間の措置である保育充実事業
 - ・単年度措置の子ども・子育て支援臨時交付金が規定されているところ。
 - 現行の子ども・子育て支援法の原始附則では、上記⑥法施行後に創設された個別事業は、
 - ・まず、待機児童対策のため事業主から徴収する拠出金率の上限の引上げや事業主拠出金の充当対象の拡大等の改正にあわせて当面の保育への需要の増大に対応するための措置として複数年度にわたって行うこととしたものを規定し（附則第14条）、
 - ・次に、地方消費税及び地方消費税交付金の增收見込額が平成31年度は過小であることに対応するための単年度限りの特例的な措置を定めている（附則第15条～第25条）。
 - 今般、子ども・子育て支援法に新たに規定する「労働者の子育ての支援に積極的に取り組む事業主に対する助成」については、待機児童対策のため事業主の拠出金を充てる上限を引き上げるとともに政令による拠出金率を引き上げることに併せて当面の保育の需要の増大に対応するために複数年度にわたって行う事業であるため、同様の措置である保育充実事業（附則第14条）の次に、附則第14条の2として新設することとする。
- ※ なお、附則第15条～第25条までの規定に関しては、「子ども・子育て支援臨時交付金」の交付が令和2年3月に終了し、財源である交付税及び譲与税配付金特別会計の決算も終了したところであるが、過大に交付してしまった場合の対応等、都道府県及び市町村において交付金に係る事務が発生する可能性があることから、今般の改正においてはこれらの規定を削除しないこととする。

児童手当法の一部改正

<特例給付の見直しについて（児手法附則第2条関係）>

1. 改正の趣旨

- 児手法第5条では、児童手当の支給要件として所得制限を設けており、所得制限額以上の所得を有する者（以下「一定以上所得者」という。）には児童手当を支給しないこととしている。
 - ※ 扶養親族等及び児童が3人いる者（配偶者と児童2人を扶養する者）をモデル世帯として、当該者についての所得制限額を736万円（年収目安960万円）（＊）としている。
 - * 児童手当法施行令（昭和46年政令第281号。以下「児手令」という。）第1条において規定している、扶養親族等及び児童がない場合の所得制限額622万円は、736万円から扶養親族等3人分の加算額114万円を控除したもの。
- 一方で、児童手当法の一部を改正する法律（平成24年法律第24号）による児手法の改正において、一定以上所得者に対しては、当分の間の特例措置として、児童1人につき月額5,000円の給付（以下「特例給付」という。）を行うこととしている（児手法附則第2条第1項）。
- この点、近年の国会や財政制度等審議会等において、高所得世帯に対する特例給付が必ずしも足元の子育て費用に充てられていないことや、令和元年10月から開始した幼児教育・保育の無償化（3～5歳）において、高所得世帯も含めて家計の負担を軽減させる効果が生じていることや、消費の実態や他制度の例も踏まえ、特例給付については廃止すべき等の議論がなされているところ。

（参考）近年の特例給付に関する議論

- 令和3年度予算の編成等に関する建議（令和2年11月25日財政制度等審議会）（抜粋）

II. 令和3年度（2021年度）予算編成の課題

1. 社会保障

（4）子供・子育て

④児童手当の見直し

現行の児童手当制度においては、所得制限を超えている者に対しても、「当分の間」の措置として月額5,000円（年額6万円）の「特例給付」が支給されている。昨年10月から開始した幼児教育・保育の無償化（3～5歳）において、高所得世帯も含めて家計の負担を軽減させる効果が生じていることや、消費の実態や他制度の例も踏まえ、所得制限を超える者への特例給付については、廃止すべきである。（略）

- 少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）（抜粋）

2 多様化する子育て家庭の様々なニーズに応える

I-2 (1) 子育てに関する支援（経済的支援、心理的・肉体的負担の軽減等）

（子育てに関する経済的支援・教育費負担の軽減）

○児童手当の支給・在り方の検討

- ・児童手当について、多子世帯や子供の年齢に応じた給付の拡充・重点化が必要との指摘も含め、財源確保の具体的な方策と併せて、子供の数や所得水準に応じた効果的な給付の在り方を検討する。

○全世代型社会保障検討会議第2次中間報告（令和2年6月25日全世代型社会保障検討会議）

（抜粋）

第2章 昨年末以降の検討結果

5. 少子化対策

(5) 多子世帯への支援

多子世帯に配慮し、子育て、教育、住居など様々な面での負担の軽減策を推進する。
児童手当について、多子世帯や子供の年齢に応じた給付の拡充・重点化が必要との指摘も含め、財源確保の具体的な方策と併せて、子供の数や所得水準に応じた効果的な給付の在り方を検討する。

- これを踏まえ、子ども・子育て支援の効率化・重点化を図るため、児童手当の所得制限に該当する高所得世帯に支給している特例給付の見直しを行う必要がある。

2. 改正の概要

- 現金給付を行う必要性が低い超高所得世帯に対する特例給付を廃止するため、一定以上所得者のうち、所得上限を超える者には特例給付を支給しないこととする。

(所得上限の定め方について)

- 所得上限については、児童手当の所得制限（児手法第5条第1項）と同じ考え方で、一定以上所得者の扶養親族等及び一定以上所得者の扶養親族等でない児童で当該一定以上所得者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて定まるようとする。

※ 扶養親族等及び児童がいない場合の所得の額を所得上限の計算に当たっての基準として定め、扶養親族等及び児童がいるときは、当該基準額に当該扶養親族及び児童1人につき38万円（所得税の扶養控除額）を加算して所得上限を設定する。

(所得上限の額について)

- 現行制度では、児童手当の支給要件として、扶養親族等及び児童が3人いる場合（配偶者と児童2人を扶養する者）をモデル世帯としていることを踏まえ、特例給付の所得上限の設定に当たっても、同様に扶養親族等及び児童が3人いる場合をモデル世帯とし、所得上限額を972万円（年収目安1,200万円）とすることを予定している。

※具体的な規定は、扶養親族等及び児童がいないときは、所得上限を858万円とし、扶養親族等及び児童があるときは、扶養親族等及び児童1人につき38万円加算した額とする。

- なお、年収目安 1,200 万円の所得上限額は、税制上の配偶者控除を受けられる上限が年収目安約 1,200 万円（1,195 万円）であること等を踏まえ、政府・与党の協議により決定されたものである。

（所得の範囲及び計算方法について）

- 特例給付の所得制限の対象となる所得の範囲及び計算方法は、児童手当の所得制限に用いる所得と同じものとする予定であるところ、当該所得の範囲及びその額の計算方法については、児童手当の所得制限について規定する児手法第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定ぶりと同様に、政令で定めることとする。

（前年と前々年の所得を用いる区分を政令に委任することについて）

- 児手法第 5 条第 1 項においては、1 月から 5 月分の児童手当については前々年の所得を、6 月から 12 月分の児童手当については前年の所得を用いることを規定している。本法律案による改正後の特例給付についても、1 月から 5 月分までの給付については、児童手当の所得制限と同様、前々年の所得を用いて支給判定を行うこととするが、何月分の給付について前年又は前々年の所得のいずれを用いるかについては、政令で定めることとする。
- これは、児童手当については児手法第 4 条に支給根拠を規定した上で、第 5 条で前年又は前々年の所得のいずれを用いて児童手当の支給判定を行うかを規定しているのに対し、特例給付については附則第 2 条第 1 項を支給根拠としているため、支給の根拠規定中で特例給付の存在を前提として「月分の給付」という概念を用いて支給要件を規定することとならないようにしたためである。
- なお、前年又は前々年の所得のいずれを用いるかの区分を政令で定めることにした場合には、何月で所得が切り替わるのかが法律上は明らかにならないこととなるが、特例給付に関する法律上の規定には、6 月 1 日で前年と前々年の所得が切り替わることを前提としたものはないため、支障は生じない。

（政令委任規定の附則第 2 条中の規定順について）

- 所得の範囲、計算方法、前年と前々年の所得を用いる区分を政令に委任する規定で「月分の給付」という概念を用いるため、特例給付について月ごとに給付することを規定する同条第 2 項の次に、政令への委任規定を置くこととする。

（附則第 2 条第 1 項において「当該年の十二月三十一日」と規定することについて）

- 扶養親族等でない児童で一定以上所得者が生計を維持したものの数を算定する際の基準となる時点は、所得判定において税法上の扶養親族等を算定する際の基準の時点と同様であり、前々年の所得を用いる 1 月から 5 月分までの特例給付については、前々年の 12 月 31 日に生計を維持した扶養親族等でない児童の数を見ることとなる。

- したがって、「前年又は前々年の所得」にいう年に対応した12月31日を指す必要があることから、「…その者の前年又は前々年の所得が、当該者の扶養親族等及び当該者の扶養親族等でない児童で当該者が当該年の十二月三十一日において生計を維持したもの…」と規定する。

附則關係

<施行期日について（附則第1条関係）>

- 本法案は、令和4年4月1日から施行することとする。ただし、以下の事項に関する規定については、それぞれ以下のとおり施行することとする。
 - ・労働者の子育ての支援に積極的に取り組む事業主に対する助成制度：令和3年10月1日
 - ・児手法の一部改正関係：令和4年6月1日

（施行期日を令和4年4月1日にすることについて）

- 今般の改正は、保育需要の増大に対応し、待機児童の解消を実現するため、令和3年度以降の保育の受け皿確保のために必要な運営費の確保を図ることを主眼に置いているものである。
- また、当該運営費の確保に係る改正として、経済界との合意に基づき、満3歳未満保育認定子どもに係る施設型給付等支給費用に充てられる拠出金を追加で1,000億円拠出することとされたことを踏まえ、
 - ・当該運営費に充てることができる拠出金の割合の上限を引き上げ、
 - ・拠出金のほか必要となる公費については、児童手当の支給要件に関する見直しを行うことにより捻出された財源を充てるとともに、
 - ・拠出金の割合の上限引上げに伴う事業主の負担を緩和することも念頭に置いて、事業主に対する助成制度を創設することとしており、運営費の確保に係る改正の中でも拠出金の上限割合の引上げを主たる内容として、その他の改正も併せて行うこととしている。
- したがって、拠出金の上限割合の引上げに係る改正部分の施行日である令和4年4月1日を、本法案の施行日とすることとしている。

（拠出金の上限割合の引上げに係る改正の施行日を令和4年4月1日とする理由）

- この点、現行の拠出金の上限割合を超えて満3歳未満保育認定子どもに係る施設型給付費等支給費用に拠出金を充当する必要が生じるのは、令和4年度分の満3歳未満保育認定子どもに係る施設型給付費等支給費用からであり、当該年度から拠出金の上限割合を引き上げ4月分から必要な拠出金を徴収することとしなければ、必要な財源を確保できず、待機児童の解消に重大な支障が生じる。
- このため、令和4年度の満3歳未満保育認定子どもに係る施設型給付費等支給費用に充当する分から拠出金の上限割合を引き上げる必要があることから、本法案の施行日を令和4年4月1日とするものである。

（市町村子ども・子育て支援事業計画に定める事項の追加に係る改正の施行日を令和4年

(4月1日とする理由)

- 地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援に関しては、利用者支援事業の国庫補助率の引上げ、利用者支援事業において地域の支援員が各事業所等を巡回し、連携・協働の体制づくりや情報連携システムの構築を行う経費を支援するための費用の計上など、地域の子ども・子育て支援の各施策の連携を推進するための措置を、令和3年度から実施することとしている。
- 一方で、各市町村における市町村子ども・子育て支援事業計画については、現在、令和2年度～令和6年度の5年間を1期とした第2期計画を定めているところであり、令和3年度末までの実績を踏まえ、令和4年度中に、各市町村において当該計画の中間見直しを行うことが想定される。
- そこで、各市町村において、地域子ども・子育て支援事業等の連携の推進に係る事業の実績も踏まえて当該計画の変更がなされる令和4年度から、今般の改正規定が適用されるよう、令和4年4月1日を施行日とするものである。

(労働者の子育ての支援に積極的に取り組む事業主に対する助成制度に関する規定の施行日を令和3年10月1日とする理由)

- 今般の改正では、労働者の子育て支援に積極的に取り組む事業主に対する助成制度を創設することとしている。
- 当該助成制度については、育児休業の取得を推進し、保育サービスに対する需要の低減に貢献している事業主に対する支援として助成を行うものであるが、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により企業の業績悪化が見込まれる中において、事業主に対する速やかな支援を行う観点から、当該助成制度を実施するに当たっての実務上の作業等も踏まえて、本法案の施行日よりも早い令和3年10月1日を施行日とするものである。

(児手法の一部改正関係の規定の施行日を令和4年6月1日とする理由)

- 今般の児手法の一部改正関係の規定については、
 - ・ 特例給付の支給の時期は毎年2月、6月、10月にそれぞれの前月までの分を支払うこととされており、事務の簡素化の観点からは支給時期に合わせることが適当であること
 - ・ 今回の改正により特例給付を受けられなくなる者が生ずるため、公布後1年程度は周知期間を置くことが適当であること
 - ・ システム改修等の地方公共団体の準備が必要であり、児童手当関係のシステム改修や事務の見直しは例年6月1日を起点とするサイクルで行われているため、そのタイミングに合わせることが適当であること
- 等を考慮し、令和4年6月1日を施行日とするものである。

- なお、特例給付の支給判定において前年または前々年の所得のいずれを用いるかの区分については、政令において、児童手当と同様に6月で1日を切り替え時期とする(1月から5月分の給付は前々年所得、6月から12月分の給付は前年の所得とする)予定であり、その観点からも、自治体事務の簡素化を図るため令和4年6月1日を施行日とすることが適当である。

＜検討規定について（附則第2条関係）＞

- 児童手当については、少子化社会対策大綱や全世代型社会保障改革の方針においては、多子世帯や児童の年齢に応じた給付の拡充・重点化が必要との指摘や、世帯間の公平性の観点での世帯合算導入が必要との指摘があることを踏まえ、子どもの数や所得水準に応じた効果的な給付の在り方及び世帯合算の導入を検討すること、とされていたところである。

（参考）

- 全世代型社会保障改革の方針（令和2年12月15日閣議決定）（抜粋）

2. 待機児童の解消

（略）少子化社会対策大綱等に基づき、安定的な財源を確保しつつ、ライフステージに応じた総合的な少子化対策に向けた取組を進める。その際、児童手当について、多子世帯等への給付の拡充や世帯間の公平性の観点での世帯合算導入が必要との指摘も含め、財源確保の具体的方策と併せて、引き続き検討する。

- ここに示されている課題のうち、今般の改正においては、超高所得世帯においては現金給付の必要性が低いこと等に鑑みて特例給付の支給要件に所得制限を設けることとし、所得水準に応じた効果的な給付の在り方について対応することとした。
- しかし、多子世帯にはより手厚い給付を行うなど、児童の数等に応じた児童手当の効果的な給付やそのための財源の在り方、共働き世帯と片働き世帯といった世帯構成の違いを踏まえた支給要件の在り方等については、今般の改正後においても引き続き速やかな検討が必要である。
- 今回は、こうした検討が必要な諸課題を措いて、まずは早急な対応が必要な点に絞つて対応することで政府・与党において方針がとりまとまったところである。政府としても本法案を国会に提出するに当たり、今回の措置で検討が終わったのではなく、引き続き検討が必要な課題があることを明確化することが必要であるため、検討規定を置くこととした。
- その際には、子どもや家庭の置かれた状況によって必要な支援策が異なることから、児童手当のような現金給付だけに閉じた議論ではなく、保育の受け皿の拡大、仕事と家庭の両立支援など、子ども・子育て支援に係る施策をトータルで見て、必要な家庭に必要としている支援が行えるようになっているかどうかという観点から、バランスのとれた議論が必要であるため、子ども・子育て支援に関する施策の実施状況を踏まえて行うこととしている。
- なお、児童手当の在り方の見直しについては、単なる拡充だけではなく重点化の観点からの検討もあり得る中、検討規定上は単に「拡充」とはせず「効果的な支給」を行う

こととしており、一方で、少子化社会対策大綱等に基づけばあくまで多子世帯への児童手当の拡充も含めた検討であることとされているため、単に児童手当の削減を検討するような規定ぶりとならないよう「少子化の進展への対処に寄与する観点から」との規定を加えることとしている。

(参考)

○少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）（抜粋）

2 多様化する子育て家庭の様々なニーズに応える

I-2 (1) 子育てに関する支援（経済的支援、心理的・肉体的負担の軽減等）

（子育てに関する経済的支援・教育費負担の軽減）

○児童手当の支給・在り方の検討

・児童手当について、多子世帯や子供の年齢に応じた給付の拡充・重点化が必要との指摘も含め、財源確保の具体的な方策と併せて、子供の数や所得水準に応じた効果的な給付の在り方を検討する。

＜児童手当法の一部改正に伴う経過措置について（附則第3条関係）＞

- 今般の改正により、特例給付の支給に関して、新たに政令で定める額未満の者に支給することとする所得制限を設けることとしている。
- また、当該政令で定める額に基づき支給判定が行われるのは、令和4年6月分以後の特例給付からであり、令和4年5月分以前の特例給付の支給可否については、改正前の児童手当の所得制限により支給判定が行われることとなる。
- この点、児童手当及び特例給付の支給は認定請求を行った月の翌月から支給することとしているところ（児手法第8条第2項）、4月に認定請求をした者（5月分の児童手当等から支給を受けようとする者）の認定を6月以降に行う場合などは、当該者については従前の所得制限を適用する必要がある。
- このことを明確化するため、本法案による改正後の特例給付の支給の制限については令和4年6月分以後の特例給付の制限について適用することとし、令和4年5月分以前の特例給付の制限については、なお従前の例によることとする経過措置を設ける。

・過去の児童手当の所得制限の改正の例

- 所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）

附 則

（国民年金法等の一部改正に伴う経過措置）

第一百二十三条 （略）

2 （略）

3 前条（第四号に係る部分に限る。）の規定による改正後の児童手当法第五条第一項の規定は、平成三十一年六月以後の月分の同法の規定による児童手当の支給の制限について適用し、同年五月以前の月分の当該児童手当の支給の制限については、なお従前の例による。

4・5 （略）

・所得制限のなかった給付制度について、法律で所得制限を創設した際の経過措置の例

- 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）

附則

第二条 平成二十六年三月分以前の月分の高等学校等就学支援金の支給については、なお従前の例による。

2・3 略

<地方自治法及び地方独立行政法人法の一部改正について（附則第4条関係）>

- 今般の改正により、特例給付の所得制限に用いる所得の範囲及びその額の計算方法について政令で定めることとするため、児手法附則第2条に新たに第3項を追加することとしているところ、この項ずれに伴い、同条第3項を引用している地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）の規定について、同条第4項に改める改正を行う。